

平成24年2月相模原市教育委員会定例会

○日 時 平成24年2月16日（木曜日）午前9時00分から午前11時34分まで

○場 所 相模原市役所 教育委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1（議案第1号） 平成23年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正  
について（教育局）

日程第 2（議案第2号） 平成24年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算につい  
て（教育局）

日程第 3（議案第3号） 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例につい  
て（教育局）

日程第 4（議案第4号） 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条  
例の一部を改正する条例について（教育局）

日程第 5（議案第5号） 相模原市立図書館条例の一部を改正する条例について（生  
涯学習部）

日程第 6（議案第6号） 相模原市立博物館条例の一部を改正する条例について（生  
涯学習部）

日程第 7（議案第7号） 相模原市指定文化財の指定にかかわる諮問について（生涯  
学習部）

4. 閉 会

○出席委員（5名）

委 員 長 溝 口 碩 矩

委員長職務代理者 小 林 政 美

教 育 長 岡 本 実

委 員 齋 藤 文

委 員 大 山 宜 秀

○説明のために出席した者

教 育 局 長	村 上 博 由	教 育 環 境 部 長	浅 見 行 彦
学 校 教 育 部 長	小 泉 和 義	生 涯 学 習 部 長	白 井 誠 一
教 育 局 参 事 兼 教 育 総 務 室 長	林 孝	教 育 総 務 室 担 当 課 長	細 谷 正 行
教 育 局 参 事 兼 総 合 学 習 セ ン タ ー 所 長	鈴 木 康 仁	総 合 学 習 セ ン タ ー 担 当 課 長	森 本 信 夫
総 合 学 習 セ ン タ ー 担 当 課 長	大 塚 善 行	総 合 学 習 セ ン タ ー 担 当 課 長	久 保 孝 之
教 育 環 境 部 参 事 兼 学 務 課 長	岡 崎 扶 佐 子	学 務 課 担 当 課 長	金 子 喜 裕
学 校 保 健 課 長	鈴 木 英 之	学 校 保 健 課 担 当 課 長	中 嶋 成 享
教 育 環 境 部 参 事 兼 学 校 施 設 課 長	井 上 喜 一	学 校 施 設 課 担 当 課 長	下 村 敏 之
学 校 教 育 課 長	土 肥 正 高	学 校 教 育 課 長 代 理	山 口 和 夫
学 校 教 育 課 担 当 課 長	中 山 章 治	学 校 教 育 課 担 当 課 長	西 山 俊 彦
学 校 教 育 課 担 当 課 長	米 澤 由 美 子	教 職 員 課 長	菊 地 原 宏 明
教 職 員 課 担 当 課 長	篠 原 秀 俊	教 職 員 課 主 幹	今 井 勉
教 職 員 課 総 括 副 主 幹	宮 崎 健 司	相 模 川 自 然 の 村 野 外 体 験 教 室 所 長	青 木 正 利
相 模 川 自 然 の 村 野 外 体 験 教 室 所 長 代 理	山 本 利 昭	相 模 川 自 然 の 村 野 外 体 験 教 室 担 当 課 長	福 田 雅 一
ふ る さ と 自 然 体 験 教 室 主 幹 兼 所 長	城 田 善 夫	青 少 年 相 談 セ ン タ ー 所 長	山 口 則 夫
青 少 年 相 談 セ ン タ ー 担 当 課 長	奈 良 田 明 美	生 涯 学 習 部 参 事 兼 生 涯 学 習 課 長	大 用 靖
生 涯 学 習 課 担 当 課 長	鈴 木 雅 文	生 涯 学 習 課 担 当 課 長	上 野 惠 規
生 涯 学 習 課 担 当 課 長	秋 本 福 男	生 涯 学 習 課 担 当 課 長	佐 々 木 敬 治
生 涯 学 習 課 担 当 課 長	佐 藤 正 行	文 化 財 保 護 課 長	山 田 不 二 郎

文化財保護課 齋藤正史 文化財保護課主査 木村弘樹  
総括副主幹

文化財保護課主任 中川真人 生涯学習部参事兼 八木博  
スポーツ課長

生涯学習部参事兼 小野栄治 生涯学習部参事兼 江藤弘  
図書館長 相模大野図書館長

橋本図書館長 川島和章 生涯学習部参事兼 井上明夫  
博物館長

こども育成部参事 彦根啓  
兼保育課長

○事務局職員出席者

教育総務室主査 井上大輔 教育総務室主事 越田進之介

---

□開 会

◎溝口委員長 ただいまから相模原市教育委員会2月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は5名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、大山委員と小林委員を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

---

□平成23年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について

◎溝口委員長 それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

日程1、議案第1号、平成23年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○小泉学校教育部長 議案第1号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、平成23年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

平成23年度相模原市一般会計特別会計補正予算書及び予算に関する説明書No.2の3ページをご覧いただきたいと存じます。

はじめに、3月補正予算の全体の概要でございますが、歳入歳出予算の総額2,496億5,400万円から、歳入歳出それぞれ16億5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,513億400万円とするものでございます。

16ページをご覧いただきたいと存じます。

下段の「款50 教育費」の補正でございますが、18億5,342万円の増額となっております。また、補正後の一般会計予算全体に占める教育費の割合は、8.0パーセン

トとなり、0.7ポイントの増加となります。

続きまして、教育委員会の所管に係る補正予算の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算の増額分につきましては、国の平成23年度予算の積極的な活用の要請を受け、国庫支出金を確実に確保するため、平成23年度予算で計上し、平成24年度予算に繰越明許し実施いたします事業に係る内容が主なものとなっております。

86ページをご覧いただきたいと存じます。

中段の「款50 教育費」、「項5 教育総務費」、「目10 事務局費」でございしますが、説明欄2の「嘱託職員経費」から、5の「スクールバス運行等事業」までにつきまして、不用額を減額するものでございます。

「目15 教育指導費」でございしますが、説明欄1の「国際教育事業」及び2の「ふれあい教育事業」につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目18 総合学習センター費」でございしますが、説明欄1の「施設運営費」及び次ページの説明欄2「施設維持管理費」につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目20 学校給食センター費」でございしますが、説明欄1の「施設運営費」から、4の「施設等解体経費」までにつきまして、不用額を減額するものでございます。

「目25 青少年相談センター費」でございしますが、説明欄1の「相談指導教室事業」及び2の「施設維持管理費」につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目30 野外体験教室費」でございしますが、説明欄1の「野外体験教室管理運営費」につきまして、不用額を減額するものでございます。

**○浅見教育環境部長** 引き続きまして、90ページをご覧いただきたいと存じます。

「項10 小学校費」、「目5 学校管理費」でございしますが、説明欄2の「学童通学安全経費」から5の「学校情報教育推進事業」までにつきまして、不用額を減額するものでございます。

「目10 学校保健費」でございしますが、説明欄1の「学校医等報酬」から、6の「学校給食単独校運営費」までにつきまして、不用額を減額するものでございます。7の「学校給食施設・設備整備事業」につきましては、相武台小学校給食室の新築に伴い、備品の整備等を行うもので、財源として、国庫支出金等を見込むものでございます。

「目15 教育振興費」でございしますが、説明欄1の「校外活動費」及び2の「要保護及び準要保護児童就学援助費」につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目20 学校建設費」でございますが、説明欄1「小学校校舎改造事業」につきましては、教育環境の整備と校舎の維持・保全及び機能向上を図るため、麻溝小学校ほか4校の校舎改造等を実施するもので、財源として、国庫支出金等を見込むものでございます。

2の「小学校屋内運動場改修事業」、3の「小学校環境対策事業」及び5の「小学校工事設計等委託」につきましては、整備事業費、委託料の確定に伴い、不用額を減額するものでございます。

4の「小学校校舎等整備事業」、(1)の「給食室整備事業」につきましては、相武台小学校給食室の新築工事を行うもので、財源として、国庫支出金等を見込むものでございます。

(2)の「トイレ整備事業」につきましては、整備事業費の確定に伴う不用額の減額並びに学校トイレの快適性の向上のため、清新小学校ほか6校のトイレ整備を行うもので、財源として、国庫支出金等を見込むものでございます。

(3)の「その他整備事業」につきましては、整備事業費の確定に伴う不用額の減額並びに根小屋小学校の公共下水道への切替工事を行うもので、財源として、国庫支出金等を見込むものでございます。

92ページをご覧いただきたいと思います。

「項15 中学校費」、「目5 学校管理費」でございますが、説明欄1の「中学校維持管理費」及び2の「学校情報教育推進事業」につきましては、不用額を減額するものでございます。

「目10 学校保健費」でございますが、説明欄1の「学校医等報酬」から、5の「中学校完全給食推進事業」までにつきまして、不用額を減額するものでございます。

「目15 教育振興費」でございますが、説明欄1の「要保護及び準要保護生徒就学援助費」につきましては、不用額を減額するものでございます。

「目20 学校建設費」でございますが、説明欄1「中学校校舎改造事業」につきましては、教育環境の整備と校舎の維持・保全及び機能向上を図るため、大野台中学校の校舎改造等を実施するもので、財源として、国庫支出金等を見込むものでございます。

2の「中学校校舎等整備事業」、(1)の「給食配膳室整備事業」につきましては、整備事業費の確定に伴い、不用額を減額するものでございます。

(2)の「トイレ整備事業」につきましては、整備事業費の確定に伴う不用額の減額並びに学校トイレの快適性の向上のため、上溝中学校ほか3校のトイレ整備を行うもので、

財源として、国庫支出金等を見込むものでございます。

(3)の「中学校武道場整備事業」につきましては、弥栄中学校の武道場の改築整備を行うもので、財源として、国庫支出金等を見込むものでございます。

(4)の「その他整備事業」につきましては、整備事業費の確定に伴う不用額の減額及び中沢中学校の公共下水道への切替工事を行うもので、財源として国庫支出金等を見込むものでございます。

3の「中学校工事設計等委託」につきましては、委託料の確定に伴い、不用額を減額するものでございます。

○白井生涯学習部長 引き続きまして、94ページをご覧いただきたいと存じます。

中段の「項20 社会教育費」、「目25 公民館費」でございますが、説明欄1の「公民館非常勤職員等経費」から、5の「公民館用地購入事業」までにつきまして、不用額を減額するものでございます。

「目30 図書館費」でございますが、説明欄1の「施設運営費」及び次ページの2「施設維持管理費」につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目45 博物館費」でございますが、説明欄1の「市史編さん事業」及び2の「一般事務費」につきまして、不用額を減額するものでございます。

「項25 市民体育費」、「目5 市民体育総務費」でございますが、説明欄2の「学校体育施設等開放事業」につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目10 体育施設費」でございますが、説明欄1の「淵野辺公園アイススケート場施設管理運営費」から、5の「市体育館施設管理運営費」までの(1)「施設管理事務費」につきましては、東日本大震災に伴う閉館等に係る指定管理者への補償金を計上するものでございます。

2の「横山・鹿沼・小山公園運動施設管理運営費」から、4の「津久井地域運動施設管理運営費」までの(2)「指定管理経費(債務負担行為)」につきましては、東日本大震災に伴う閉館等により施設使用料相当額支出金を減額するものでございます。

6の「横山公園陸上競技場再活用推進経費」につきましては、不用額を減額するものでございます。

98ページをご覧いただきたいと存じます。

「目20 総合水泳場費」でございますが、説明欄1の「総合水泳場施設管理運営費」につきましては、不用額を減額するものでございます。

次に、関連する繰越明許費補正につきまして、ご説明申し上げます。

8ページをご覧いただきたいと存じます。

下段の「款50 教育費」、「項10 小学校費」、「学校給食施設・設備整備事業」から「項15 中学校費」、「中学校校舎等整備事業」まででございますが、国の平成23年度予算の積極的な活用を受けて行う給食室整備、校舎改造、トイレ整備等につきまして、平成24年度への繰越明許費を設定するものでございます。

次に、関連する地方債補正につきまして、ご説明申し上げます。

9ページをご覧いただきたいと存じます。

下段の「教育債」でございますが、「教育施設整備費」につきましては、(仮称)上溝学校給食センターの整備事業費の確定に伴い、減額するものでございます。

「小学校整備費」につきましては、小学校屋内運動場改修事業、小学校工事設計等委託の事業費の確定並びに国の平成23年度予算の積極的な活用を受けて行う小学校校舎改造事業、給食室整備事業、トイレ整備事業等の実施に伴い、増額するものでございます。

「中学校整備費」につきましては、中学校工事設計等委託、給食配膳室整備事業の事業費の確定並びに国の平成23年度予算の積極的な活用を受けて行う中学校校舎改造事業、トイレ整備事業、中学校武道場整備事業等の実施に伴い、増額するものでございます。

「公民館建設費」につきましては、相原公民館駐車場の拡張用地購入、整備事業費及び清新公民館駐車場の整備事業費の確定に伴い、減額するものでございます。

以上をもちまして、3月補正予算の説明とさせていただきます。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。

これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

87ページの職員の人件費及び一般管理事務等に関する経費のうち、5スクールバスの運行等事業は執行残額があるようでございますけれども、スクールバス運行についての現状と課題について、説明していただけるとありがたいのですけれども。

◎岡崎学務課長 スクールバスにつきましては、藤野町の統廃合をするときに、通学が遠距離になるということを条件に整備したものでございまして、通学費の助成とスクールバスと両方を実施しているわけですが、スクールバスにつきましては、まず路線バスが通っているところについては路線バスを利用させていただく。それから、路線バスのないところについては、それを補完する形でスクールバスを運行させていただいております。

それで、統廃合の条件ということで、今、実施しているわけですが、藤野町の時

代には、町の方で町営バス等を利用して実施しておりましたけれども、合併しまして市になったときに全部委託に変えまして、現在、市のバスを3台利用しまして、そして3台を借用しまして、6台でスクールバスを運行しております。

それで、安全性から見ましては、子どもの安全につきましては、スクールバスを運行することで図られていると思いますけれども、委託料につきましては、毎年毎年やはり増額になってくる可能性もございますので、その部分ではちょっと課題が残ると思います。

通学費につきましては、路線バスを利用されている小・中学校の児童・生徒につきましては、バス代を全額、定期券として補助しておりますけれども、児童・生徒数が少しずつ減ってきておりますので、このまま現状維持だと思っております。

◎溝口委員長 通学費というのは、どういうことなのか。

○岡崎学務課長 通学費というのは、路線バスを使っている児童・生徒に定期券を現物支給しております。

それから、あと、スクールバスのバス停まで遠い児童・生徒については、そこまで保護者が送って来たりしていますので、その部分に対しまして助成を行っております。

◎溝口委員長 委託料というのは、いくらで支出しているのでしょうか。

○岡崎学務課長 平成23年度につきましては、スクールバスの委託料は2,100万円でございます。

◎溝口委員長 平成23年度は、2,100万円。平成24年度は。

○岡崎学務課長 24年度は、2,110万円の予算を措置しております。

◎斎藤委員 93ページの中学校完全給食推進事業について、今年度から始まったわけですが、減額が出ているようでございますので、状況とその内容について、ご説明いただけますでしょうか。

○鈴木学校保健課長 93ページにございます学校保健費の中学校完全給食推進事業につきまして、(2)は一昨年(2021年)の11月に実施いたしました南部の15校、それから、(3)の中学校完全給食推進事業の平成23年度債務負担行為設定分につきましては、昨年(2022年)の10月31日から始まりました北部の15校、このような形で2カ年に分けて、センター校を除く中学校30校につきまして、二段階で完全給食を実施してきたわけでございますが、(2)にございます南部15校につきましては、ご承知のとおり、3月の大震災に伴いまして、4月には計画停電がございました。それが1点ございます。

それから、もう1点は、当初予定していた喫食率、これを若干下回る関係で、ここで2,

345万円の減額をお願いしているところでございます。

また、北部15校の(3)の中学校完全給食推進事業につきましては、当初予算で1食当たり300円の業者委託を想定していたところ、プロポーザルコンペでの単価がそれぞれ230円程度、あるいは280円程度と、業者によって異なりますけれども、当初予算の設定と実際の受けた金額が異なったため、ここで減額をお願いするものでございます。

◎斎藤委員 ただいまご説明があった喫食率が予定を下回っているというのは、何か原因等  
は分析されているのでしょうか。

○鈴木学校保健課長 市内を大きく5つのブロックに分けてございます。ブロックごとで、  
喫食率の多少高いところは60%以上、それから、ここで全体が始まって、低いところでは40数%。また、同じグループの中でも、高い学校、低い学校がございますので、今、  
いろいろ分析してはいますが、やはり子どもの中のイメージ、小学校から上がってきたイ  
メージとギャップがあると1つはとらえています。

それから、もう1つは、メニューによって、お魚のときは喫食率が全体的に下がります  
ので、その辺の献立の工夫も、今、私どもの方でさせていただいているところでございま  
す。

◎小林委員 87ページです。教育指導費の教育活動の推進・維持等に関する経費で、1番  
の国際教育事業、(2)国際交流教育推進事業。本市は、トロント市とかトレイル市との  
交流をやっていると思うのですが、155万円の減額の要因をご説明いただきたいと思  
います。これがまず1点。

もう1点です。91ページ、学校保健費。児童及び教職員の健康診断云々の経費の中で、  
1番に学校医等報酬とあります。255万4,000円の減額がありますが、この理由を  
ご説明いただきたい。2点です。お願いします。

○土肥学校教育課長 1点目にご質問のありました、国際交流教育推進事業の155万円の  
減額の部分、この内容でございますけれども、カナダ派遣を行っている事業費でございま  
す。この事業の一部は実質、委託で行っておりますので、入札を行った際、旅費という部  
分で、そこまでの費用がかからなかった。実際に見込んだ費用より、これだけ少ない費用  
で実施ができたという、そういった状況で減額としております。

○鈴木学校保健課長 学校保健費の学校医等の報酬につきましては、現在、相模原市では、  
内科及び歯科につきましては、500名以上の学校についてはそれぞれ2名配置するという  
ことで、その状況は年度によって異なりますので、そういうところで執行残が出ていると、

そういうことでございます。

◎**小林委員** ということは、500名以上に2名というのは、生徒数が減って、配置が減ったということでございますか。2人配置が減ったということになるのですか。

○**鈴木学校保健課長** 2名配置が減った部分と、それから、2名の部分でも、先生のご都合でちょっとあいている期間もございます。

◎**小林委員** あとは全体的な問題でございますけれども、過日、本市の節電の報道が出ておりました。教育委員会関係で、施設等の管理運営費でかなり不用額が出ておりますが、その部分で、節電等によるものが何%ぐらいありまして、例年と比べてどのくらい効果があったのか、その辺の数字をもしお持ちでしたらお願いします。

○**岡崎学務課長** 学校につきましては、節電を同じように実施いたしまして、ちょっと今日は細かい数字を持っておりませんが、15%ということで節電をお願いしましたところ、すべての学校で15%をほぼ実施していただきまして、その分が不用額として出ております。

◎**大山委員** 87ページの1の国際教育事業、(1)外国人英語指導助手活用事業ということで、むしろ活用を推進しようということと思うのですが、減額されている理由をお聞かせいただきたい。

○**土肥学校教育課長** 外国人英語指導助手、ALTの活用の部分でございますけれども、これにつきましては、今、委員がおっしゃられましたとおり、積極的に活用を図っているところでございますけれども、やはりALTを直接雇用している部分がございます。そうしますと、どうしても年度途中でやめなければいけないALTが出てきたときに、当初、学校に派遣する予定であった時間に派遣できなかった部分が発生したことがございます。また、病気等々で休まなければいけないという状況が発生したとき、あるいはALTご自身の事情で休まなければいけないという状況が発生したときに、予定していた派遣ができなかったと、そういった状況もございます。その部分が、この減額になっているものでございます。

◎**溝口委員長** ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎**溝口委員長** ほかにありませんので、これより採決を行います。

議案第1号、平成23年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第1号は可決されました。

---

#### □平成24年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について

◎溝口委員長 次に、日程2、議案第2号、平成24年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○小泉学校教育部長 議案第2号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、平成24年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

教育委員会の予算編成に当たりましては、新・相模原市総合計画前期実施計画や教育振興計画を着実に推進するため、小中学校の「教育内容・支援・相談体制の充実」、「人材の確保と育成」、「学校教育環境の整備と充実」や「家庭や地域における教育環境の向上」、「市民の生涯学習・スポーツ環境などの充実」、「小中学校の防災対策」などに必要な経費を盛り込んだものでございます。

なお、例年、当初予算で計上しております小中学校の「校舎等改造事業」、「給食室整備事業」、「トイレ整備事業」などにつきましては、国の平成23年度予算の積極的な活用要請を受け、国庫支出金を確実に確保するため、平成23年度3月補正予算に計上しております。

それでは、教育委員会の所掌に係る当初予算の概要を「平成24年度予算主要施策説明書」に基づきまして、説明させていただきます。

なお、お手数ですが、あわせて、「平成24年度相模原市一般会計予算書及び予算に関する説明書」の該当部分をご参照いただきたいと思います。

はじめに、平成24年度予算主要施策説明書の1ページをご覧いただきたいと思います。

当初予算の相模原市全体の概要でございますが、歳入歳出予算の一般会計の総額は、2,483億円で、前年度との比較では145億円の増額、6.2パーセントの増加となっております。

12ページをご覧いただきたいと思います。

中段の「款50 教育費」の予算額は、181億1,852万円で、一般会計予算全体

に占める教育費の割合は7.3パーセントとなり、前年度との比較では6,709万円の減額、0.4ポイントの減少となります。

しかしながら、教育委員会の所掌に係る当初予算につきましては、前年度から増額となっております。

また、3月補正予算に計上いたしました小中学校の「校舎改造事業」などの経費を含めた場合におきましても、前年度から増額となっております。

次に、主な事業につきまして、ご説明させていただきます。

誠に恐れ入りますが、110ページをご覧くださいと存じます。

なお、新規事業につきましては、事業名の頭に㊦（まるしん）と記載してございます。

はじめに、「項5 教育総務費」、「目10 事務局費」でございますが、「教職員任用経費」につきましては、本市の教員を希望する優秀な人材を採用するため、神奈川県と共同で行っていた教員採用候補者選考試験を平成24年度から新たに市単独で実施するものでございます。

「少人数指導等支援事業」につきましては、少人数指導やティームティーチング指導等、学習面におけるきめ細やかな指導を展開するため、市立小中学校に非常勤講師を配置するものでございます。

「目15 教育指導費」でございますが、「創意ある教育活動事業」につきましては、“さがみはら未来をひらく学びプラン”に位置付けている魅力ある学校づくりを目指し、地域教育力の活用や学校評価の充実、小・中連携教育の推進を図るものでございます。

「国際教育事業」につきましては、国際社会の一員として必要な基礎的資質や能力、態度等を養うため、外国人英語指導助手を活用し、英語教育の充実と国際理解を深めるとともに、海外帰国及び外国人児童・生徒の学校生活を支援するため、日本語巡回指導講師等を派遣するもので、財源として、国庫支出金等を見込むものでございます。

「特別支援教育事業」につきましては、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズにこたえるため、就学相談や就学指導を行うとともに、学校における支援体制の充実を図るものでございます。

「目18 総合学習センター費」でございますが、112ページの「市民大学等実施経費」につきましては、社会の諸課題や身近な生活課題などに関する市民の学習欲求にこたえるため、高等教育機関との共催により、相模原・町田大学地域コンソーシアムと連携しながら市民大学を開講し、学習機会の充実を図るとともに、地域の研究機関と連携して公

開講座を開講するものでございます。

「さがみ風っ子教師塾事業」につきましては、さがみはら教育を継承する強い意志を持った教師志望者を対象にした“さがみ風っ子教師塾”の運営を通し、人が財産(たから)の理念で教育に対する理想と情熱を持つ、実践力のある教師を養成するものでございます。

「イントラネット活用事業」につきましては、学校間の交流学习やコミュニケーションの拡充及び教育情報の一元化を図るため、学校間ネットワーク、イントラネットの充実を図るものでございます。

「目20 学校給食センター費」でございますが、114ページの「(仮称)上溝学校給食センター整備事業(継続費)」につきましては、清新学校給食センターの老朽化に伴い、食物アレルギーへの対応、災害時の炊き出し機能を有する新たな学校給食センターを24年度及び25年度の2カ年で整備するもので、財源として、国庫支出金等を見込むものでございます。

「目25 青少年相談センター費」でございますが、「青少年・教育相談事業」につきましては、青少年の心の成長と心の問題に関わる相談業務及び市立小・中学校出張相談を実施するため、青少年教育カウンセラーを配置するとともに、不登校、いじめ、虐待、非行等の子どもを取り巻く環境に働きかけ、問題解決の役割を担うスクールソーシャルワーカーを配置するもので、財源として、国庫支出金等を見込むものでございます。

「目30 野外体験教室費」でございますが、「野外体験教室活動費」につきましては、児童・生徒の創造性、主体性を育成するため、“相模川ビレッジ若あゆ”と“ふじの体験の森やませみ”における、集団宿泊生活及び多様な各種体験活動を支援するものでございます。

○浅見教育環境部長 引き続き、116ページをご覧いただきたいと存じます。

「項10 小学校費」、「目5 学校管理費」でございますが、「防災対策事業小学校災害用備蓄整備事業」につきましては、地震等災害時の児童への備蓄用物品として、飲料水等を整備するもので、財源として、国庫支出金を見込むものでございます。

「目10 学校保健費」でございますが、「学校給食単独校運営費」につきましては、学校給食の充実と円滑な実施を図るため、備品等の整備を行うとともに、給食運営の効率化を図るため、単独校24校の給食調理業務を民間委託するもので、財源として、国庫支出金を見込むものでございます。

「目15 教育振興費」でございますが、「要保護及び準要保護児童就学援助費」につ

きましては、経済的理由により就学が困難な児童の保護者に対し、学用品費等の就学経費を援助するもので、財源として、国庫支出金を見込むものでございます。

「目 20 学校建設費」でございますが、「小学校屋内運動場改修事業」につきましては、屋内運動場の維持・保全と機能向上を図るため、若草小学校の床、壁、照明等を改修するもので、財源として、市債を見込むものでございます。

「小学校環境対策事業」につきましては、航空機騒音対策として、鹿島台小学校の普通教室等に防音サッシを整備するものでございます。

118 ページをご覧いただきたいと存じます。

「項 15 中学校費」、「目 5 学校管理費」でございますが、「中学校災害用備蓄整備事業」につきましては、小学校費と同様の経費を計上するものでございます。

「目 10 学校保健費」でございますが、「中学校完全給食推進事業」につきましては、センター方式を除く 30 校の給食予約システムの運用及び調理業務委託等を行うものでございます。

「目 15 教育振興費」につきましては、小学校費と同様の経費を計上するものでございます。

「目 20 学校建設費」でございますが、「中学校環境対策事業」につきましては、小学校費と同様の経費を計上するものでございます。

○白井生涯学習部長 続きまして、120 ページをご覧いただきたいと存じます。

中段の「項 20 社会教育費」「目 5 社会教育総務費」でございますが、「尾崎行雄を全国に発信する会補助金」につきましては、同会が実施する「尾崎行雄杯演説大会」事業等に対し、事業費の一部を助成するものでございます。

「目 18 文化財保護費」でございますが、「文化財普及事業」につきましては、市民の文化財に対する理解を深めるため、古民家園や史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館、史跡勝坂遺跡公園などの文化財を活用し、講演会・石器づくりなど、各種事業を行うものでございます。

「目 25 公民館費」でございますが、「公民館整備事業」につきましては、小山公民館大規模改修工事に係る実施設計を行うものでございます。

「目 30 図書館費」でございますが、「施設運営費」につきましては、効率的、効果的な管理運営を進めるため、市立図書館の窓口業務等の一部を委託するものでございます。

122 ページをご覧いただきたいと存じます。

「目 3 5 視聴覚ライブラリー費」でございますが、「施設運営費」につきましては、貸出用の視聴覚教材及び機材を収集し、活用を図るものでございます。

「目 4 5 博物館費」でございますが、「展示・教育普及事業経費」につきましては、企画展示や講座・講習会等の教育普及事業を行うものでございます。

「項 2 5 市民体育費」、「目 5 市民体育総務費」でございますが、「各種体育大会等実施事業」につきましては、市民の体力づくりとスポーツ技術の向上を図るため、各種体育大会及び選手の派遣を行うものでございます。

「目 1 0 体育施設費」でございますが、「横山公園陸上競技場再活用推進経費」につきましては、同陸上競技場について、市民ニーズにあった、より多目的なフィールドとして再活用を推進するに当たり、測量及び地盤調査を行うものでございます。

次に、関連する継続費につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の 9 ページをご覧くださいと存じます。

「款 5 0 教育費」、「項 5 教育総務費」、「（仮称）上溝学校給食センター整備事業」につきましては、同センターの整備を 2 4 年度から 2 5 年度までの 2 カ年で実施するため、継続費とするものでございます。

次に、関連する地方債につきまして、ご説明申し上げます。

1 1 ページをご覧くださいと存じます。

下段の「教育債」でございますが、「教育施設整備費」から「中学校整備費」までの財源として、起債するものでございます。

以上をもちまして、議案第 2 号、平成 2 4 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算につきましての説明を終わらせていただきます。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。

これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎大山委員 給食関係なのですが、2 カ所に多分またいでいると思うのですが、項 2 0 のところでは、センターにおける食物アレルギーへの対応ということが記載されております。ほかの個々の学校におきまして給食を実施しているという中で、各学校に附属する給食室といえますか、そこでのアレルギー対応というのはどうなっているのでしょうか。

◎鈴木学校保健課長 給食にかかわる食物アレルギーにつきましては、昨年、本市でも給食の食物アレルギー対応マニュアルを作成いたしまして、現在、委員のおっしゃる単独校 5 1 校ございますが、そこで、アレルギーの中の 3 品目、牛乳・乳製品、鶏卵、ピーナッツ、

この3品目については原則的に除去していこうと。

それから、もう1点、城山・清新・津久井の3つの学校給食センターにつきましては、現在、設備的な面で対応できておりませんので、コンタミネーションとか、そういう問題がございますので、これにつきましては、上溝の学校給食センターの方で研究を進めていきたいと、このように考えております。

◎**小林委員** 227ページ、小学校費、学校管理費、新規事業といたしまして、小学校災害用備蓄整備事業。非常にタイムリーで、心強い限りでございます。その中で、備蓄品とその数量等について、説明をもう少し加えていただければと思います。

○**岡崎学務課長** 今回、用意させていただきます備蓄品につきましては、食料水とか乾パンとか、それと、夜、帰れないお子さんが学校に待機した状態でも過ごせるような形で、暖をとるブランケット、寝袋、そういったものを用意させていただいております。

それで、飲料水と食糧につきましては、2割のお子さんが、夜、それを食べて帰られる。あと、もう1割のお子さんが、その夜と朝、もし帰れなかった場合に夜と朝までいられるようにということで、その分の食糧と飲料水は用意させていただく予定であります。

◎**斎藤委員** 主要施策説明書の113ページ、総合学習センター費の中のイントラネット活用事業という中で、教育情報の一元化を図るための充実というふうな記述がございますけれども、これの具体的な内容をちょっとご説明いただけますでしょうか。

○**久保総合学習センター担当課長** 今、市内の小中学校の中に、コンピュータ等を導入しております。校務の軽減、それから、子どもたちの情報活用能力の向上を求めて、センターを中心にネット環境をつないでおります。さらにその充実を図る中で、一層の校務の軽減、子どもたちの情報活用能力の向上を図るために、整備を進めておるものでございます。

◎**斎藤委員** そうしますと、先生方が日常、その生徒の情報を管理するための何らかの業務の効率化のための投資ということが主になりますでしょうか。

○**久保総合学習センター担当課長** そうでございます。基本的には、コンピュータの更新ですね。それから、あとは回線の維持等、それについて充実するものになっています。

◎**斎藤委員** データベースの整理とか、そういうことではない。

○**久保総合学習センター担当課長** データベース等につきましては、今、学校の方にそれぞれ校務サーバーというものを置いておまして、学校の方で管理を行っております。それについては、今後、また検討を進めていきたいと思っております。

◎**斎藤委員** 同じ115ページの青少年相談センター費の中のスクールソーシャルワーカー、

平成23年度から新たに導入された仕組みというふうにお伺いしていて、たしか2名でしたか、そこが3名になるということで、その辺の経緯と背景について、ご説明いただけますでしょうか。

○山口青少年相談センター所長 平成23年度、本年度からスクールソーシャルワーカーを2名配置いたしましたけれども、本年度12月までのケースの受案件数は46件ございました。さらに、学校への訪問数等を申し上げますと、2名のソーシャルワーカーが178回、いろいろなケース会議とかそういったことで、家庭訪問等には約47回ほど、家庭に訪問しております。

そういった実績を受けまして、やはり相模原市は政令市になりましたので、できましたら、各区のエリアにソーシャルワーカーを1名ずつ配置することが望ましいというような判断をいたしまして、平成24年度から3名を配置する予定でございます。

担当としましては、南相談室エリア、青少年相談センターのセンターエリア、城山・相模湖相談室エリア、この3つのエリアに配置したいと思っておりますけれども、なかなかソーシャルワーカー担当指導主事がいろいろな総括とか情報交換ができませんので、センターに3名配置しまして、そこから車両で各相談室に赴くというふうな方法を考えております。

◎小林委員 今回の関連ですが、SSW、これは現場の声を聞きますと、非常に助かっている。ただ、平成23年度は2名でしたけれども、増員してもらえると助かるという声も耳に入るのですが、これからの方向はどんな方向をとりますでしょうか。平成24年度は3名ということで各エリアにやるのですが、その後の方向と、もう1つは、この相談事業の中に、医療の専門家を少し入れてほしいと私は思っているのですが、その辺に対してのご見解をいただければと思います。

○山口青少年相談センター所長 今、平成24年度に3名と申し上げましたけれども、平成25年度以降についてはまだ検討しておりませんが、正直に申し上げまして、当センターの教育相談事業につきましては、文部科学省からの国庫3分の1の補助金を受けて運営しております。青少年教育カウンセラーが63名、ソーシャルワーカーが3名で、合計66名に対して国から補助金を受けておりますので、財政的にも非常に厳しいという状況もございますので、もしソーシャルワーカーを増やすとなりますと、逆にカウンセラーを少し減らさなければいけない。現に、今回もソーシャルワーカーの1名増員につきましては、相談指導教室付のカウンセラーを1名減員しております。行って来いといいますが、そういう決まった数の中でやっておりますので、これは将来的には実績を踏まえながら検

討していきたいと、このように考えております。

次のご質問でございますけれども、医療との関係につきましては、特に本年度からは発達障害に係るケースカンファレンスを精神科医の先生と年間数回ほど持っておりまして、実際に学校現場の方には精神科医の先生は行ってもらっておりませんが、各学校に派遣しているカウンセラーがいろいろなケースを持ち寄って、精神科医が加わるケースカンファレンスでいろいろなご示唆をいただいていると、こういう現状でございます。来年度はこれを5回に拡充して実施予定でございます。

○鈴木学校保健課長 医療の分野では、ご承知のとおり、文部科学省のモデル事業として、子ども連携事業という研究会を開催していただいております。その中でも、子どもの問題の中で心の問題が非常に重要な問題であると。特に専門科医、あるいは専門相談員の中でも、精神科の専門相談員を相模原市に設置していただきたいという提言がございましたので、学校保健課の方でも、学校の困り感が非常にある医療分野の問題、その専門相談科医がどういう役割を果たせるのか、現在、検討を進めているところでございます。ですから、こういうスクールソーシャルワーカーとの連携とか、それも現在調整して、早いうちにそういう専門相談員の体制を実現していきたいと、このように考えております。

◎溝口委員長 こちらの主要施策の方の121ページ、幼稚園費というのが一番上でございますが、その中の一番下、相模湖幼稚園の建設整備を行うと書いてありますが、この前、2月6日に現地を見させていただきました。これは早く整備しないと、相模湖のがけの上に建っているような、建築されているようなところがございまして、擁壁工事をされているようですけれども、地震も予想されておりますので、大至急整備をした方が私はよろしいのではないかと思いますので、これにつきまして、お考えをお聞かせいただけますか。

○彦根保育課長 この主要施策に書いてございます相模湖幼稚園の建設整備というお話ですけれども、相模湖地域にございます相模湖幼稚園につきましては、昭和50年にできた建物でございまして、その後、旧町の時代でも、大規模改修的なことはほとんど行ってまいりませんでした。そんなこともあって、かなり建物の老朽化が進んでいると、そんな状況がございまして。

また、昨年の東日本大震災を受けまして、私どもの方でも、この老朽化への対応は急務と考えてございまして、子どもたちの安全を確保する観点から、なるべく早いうちに建物を何とか改修したいという思いがございました。たまたま昨年、県から子育て関連の交付金もいただけるという話がございましたので、そういう財源なども活用しながら、私ども

の方でも早く進めたいということで、今、取り組んでいる状況でございます。

今回の話につきましては、相模湖幼稚園の現在地に近い場所に緊急的に整備すると、そんな内容でございます。場所的には、現在、相模湖の総合事務所がございますけれども、そちらの東側に県の企業庁用地がございます。現在、空いている状態でございますので、その土地を借りて、そこに園舎を移したいという内容でございます。

あわせて、相模湖幼稚園だけではなく、近隣に与瀬保育園という保育園などもございます。そちらは相模湖幼稚園よりも前にできた園舎でございまして、そちらの方もかなり老朽化が進んでいるということでございまして、幼稚園とあわせて保育園もほかの場所に移そうと取り組んでおります。

整備的には、平成24年度中に整備を行いまして、平成25年4月の開園を目指したいというふうに取り組んでいる状況でございます。

今、お話のございましたとおり、子どもたちの安全を考えますと、できるだけ早いうちに準備をした方がよいというご意見がございましたので、そういう当初の目標に向けて取り組んでいきたいと考えております。

◎溝口委員長 どうぞよろしくお願いいたします。

同じ資料の111ページでございますが、学校教育研究事業、そこにいろいろな事業が書いてございますが、実は先日、2月13日に、小学校の校長会の教育課程研究部という部がございまして、その発表会に行っていました。校長先生方の発表の後、いろいろと討議する場がありましたので、そこに出させていただきました。

その中の1つに、校内研究の取り組みについてというので討議されている内容が冊子に書いてございます。現在、取り組んでいる校内研究の内容は何ですかという質問に対して、これは校長先生方のお答えなのですが、社会科と生活科と家庭科、それから、特別活動については0%なのですね。要するに、全然取り組みがなされていないと。片や国語などは34.7%。新学習指導要領になりまして、言語活動、コミュニケーションという言葉が重要視されていますから、国語が多いのはわかるのですが、0%のような教科があったりしているというのは、校長先生の中にも、政令指定都市としてこういう状態でいいのでしょうかという自問自答をしている校長先生もいらっしゃいました。

こういう資料を見ますと、教育委員会として、ここに書いてあるような授業を各学校に提案する場合に、現在の校内研究の取り組みの状況などを把握した上で、こういうふうな事業を提案しているのでしょうか。

○土肥学校教育課長 学校教育研究事業の部分についていただいたご質問ですけれども、まず各学校の研究の内容については、こちらでも詳細に把握し、報告書も提出いただく中で、また来年度に向けた研究委託の募集をかけるような状況をとっております。各学校で教育課題を解決して、教育力向上を図るために、市立の全小中学校に研究を委託している部分でございます。

委託研究でありますけれども、これまでは各学校がそれぞれとらえられている研究、いわゆる教育課題を解決するという、そういう主体的な研究活動であるために、学校からの希望をかなり尊重してきたという経過がございます。そのため、どうしてもその時代、その時代に求められている課題でありますとか、そのときの注目されている教科についての課題に取り組む研究内容が多くなるという傾向がございました。

例えば総合的な学習の時間が導入されたときには、総合的な学習の時間に取り組む学校が多くございましたし、また、外国語活動が小学校に登場した場合には、外国語活動に取り組む学校が多かったり、あるいは先ほどお話がありました、言語活動の充実が叫ばれている今回の指導要領の改訂では、国語等々に取り組む学校が多くございます。

事務局といたしましては、もちろんこれからも学校の意向は大切にしたいと思っておりますが、ご指摘のように、これからは政令指定都市であるということを考えますと、教育委員会からも積極的に働きかけを行う中で、各教科の研究をやり、相模原市の教育をリードしていただくような学校を、各教科で最低1校ずつぐらいはつくっていききたいという思いで、私たちはおるところでございます。

そのために、実は新たに授業改善研究推進事業という事業をこの研究事業の中に設けまして、いわゆる教科の研究、様々な教科を積極的に研究していただくところに働きかけを行い、そういう方向で、これからの研究事業については少しずつ改善を図っていききたいと考えておるところでございます。

◎大山委員 予算主要施策説明書120ページ、18の幼稚園費の中で、幼稚園型認定こども園運営助成事業とあるのですが、もう少し具体的なご説明をしていただければありがたいです。

○彦根保育課長 この幼稚園型認定こども園運営助成事業につきましては、国の制度の中で、認定こども園にする制度がございます。今現在、国の中では幼保一元化について議論をされておりますけれども、もともと従来から幼稚園と保育園はそれぞれ独立した制度を持っていて、それを少し垣根を取り外そうと。そういう議論が国の中でされてきた中で、認定

こども園という考え方が示されてまいりました。

この認定こども園というのは、今、お話ししましたとおり、幼稚園と保育園の垣根を取り外して、両方の機能を少し一本化していきたいと、そういう制度でございます。ただ、現実的には様々なバリエーションがございまして、幼稚園と保育園のそれぞれの認可を持った幼保連携型という制度や保育園の認可を持って幼稚園的な事業を行う保育園型というのですか、保育園がベースになった形、あと、ここに示してあるように、幼稚園の認可を持った施設が保育所的な機能を持つ、それと地方の独自型の4パターンぐらい制度がございまして。

相模原市の実情でございますと、ここにお示ししてあるとおり、既存の認可幼稚園が働いているお母さんたちの子どもを預かれるような、そういう認定こども園ということで、今現在、取り組んでおりますけれども、現在、市内には6カ所の施設がございまして。従来の幼稚園が、例えば夕方までお子さんを預かるという形になりますと、新たに人を雇用しなければならないという、そういう運営の支援のための補助、それと夕方までお子さんを預ける形になると、保護者がその分をプラスアルファで保育料を負担しなければなりませんので、その保護者の負担軽減のための補助、そういう2つの補助制度を持った中で、こういう認定こども園の推進に取り組んでいる、そんなような内容になります。

◎**小林委員** 学校保健費で、平成23年度では教職員の健康診断経費が計上されているのですが、平成24年度にその項目が見当たらないのですが、どこかに計上されているのかどうか、ご説明願います。これがまず1点。

もう1点です。予算書223ページですか、教育指導費の中の、補正でもちょっと伺いましたが、9番の国際教育事業。去年は国際教育事業で3本の柱があったわけですが、今回は2本になりました。国際交流教育推進事業が消えてしまいましたけれども、その背景について、ご説明願えればと。

以上、2点、お願いいたします。

◎**鈴木学校保健課長** 委員ご指摘の学校の先生に係る健康診断の経費につきましては、平成23年度まではそれぞれ、小学校、あるいは中学校の学校保健費の方で計上させていただいておりましたが、平成24年度からは事務局費の教職員衛生管理経費の方に計上して、目を移動させていただきました。221ページの6の教職員衛生管理経費の方へ移動させていただいて、学校保健費につきましては、それぞれの児童・生徒に係る経費について計上させていただいております。

○土肥学校教育課長 2点目にご質問いただきました国際教育事業についてでございますけれども、ご指摘の点は、カナダ派遣について、平成23年度をもって終了し、平成24年度については廃止というようなことにさせていただきました。生徒海外派遣交流事業は、20年間にわたりまして、国際理解教育、あるいは国際性豊かな人材の育成という観点で、中学校2年生を中心といたします各校代表をカナダに派遣する形でずっと取り組んでまいりましたけれども、今般、いわゆるグローバル化の進展でありますとか、インターネットの普及等で、子どもたちにとっても海外がより身近なものになってまいりました。そうした社会情勢が変化したことと、当然、教育を取り巻く環境も大きく変化してきたこと、それから、平成23年度からは新学習指導要領で小学校において外国語活動もスタートしたことを受けて、市内の小中学校すべてで外国人英語指導助手を活用した指導が実際に実施されておりまして、日常的に外国人と交流したり、あるいは海外の文化に触れたりする機会が学校教育の中でも実現されているという状況もございます。

また、代表生徒が学校に戻ってきてから、以前は、他の生徒に体験の成果を波及するという、そういった目的でも様々な取組をしてきておりましたけれども、その点も学校教育のいろいろなあり方の中でかなり変化してきておりまして、どうしても一部の生徒代表のみを対象とした事業という性質が色濃くなってきたという、この間の経過がございまして、この事業のあり方について、数年かけてずっと検討を重ねてきた結果、ここで廃止という結論に至りました。

なお、この国際理解については、今後も推進していかなければいけないと考えておりますことから、日常の教育活動のより充実を図っていくことに、教育委員会といたしましても重点を置いてまいりたいと思っております。

実は、このことについて、トロントの子どもたちの受け入れ事業を行ってまいりましたが、来年度については当初から予定されておりましたので、その後の事業のあり方については、来年度以降、検討してまいりたいと、このように考えております。

◎小林委員 トロントからの受け入れは、平成23年度はどういう状況だったのでしょうか。

○土肥学校教育課長 トロントからの受け入れについては、平成23年度も予定しておりましたけれども、3.11のあの震災を受けまして、中止という形になっております。

◎小林委員 今年はもうないのですか。

○土肥学校教育課長 平成24年度は予定されておられません。

◎溝口委員長 ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第2号、平成24年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第2号は可決されました。

ここで、職員の入れ替わりのため、休憩いたします。10時25分に再開いたします。どうもありがとうございました。

(休憩・10時14分～10時25分)

◎溝口委員長 それでは、再開いたします。

---

□附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

□相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

◎溝口委員長 次に、日程3、議案第3号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてと、日程4、議案第4号、相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、関連がありますので、一括提案説明を受け、審議した後に個別に採決を行いたいと思います。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○林教育総務室長 議案第3号について、ご説明申し上げます。

お手数ではございますが、お手元の議案書の裏面をお開きいただきたいと思います。

下段にございます提案理由でございますが、相模原市条例等整備方針に基づく委員会、協議会等に関する見直しに伴う委員会等の設置について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

本市におきましては、平成23年2月に策定されました「相模原市条例等整備方針」及び「既存条例等の見直しについて」に基づき、市が設置している委員会や協議会等の設置目的、役割等を点検し、地方自治法の規定による附属機関としての位置付けを検討し、附属機関と附属機関に該当しない委員会等の区分の明確化を図ってまいりました。

審査、諮問または調査を目的として設置され、合議体として意思決定をしており、構成

員に職員以外の外部委員が含まれ、会議の運営に係る庶務を市において行っている委員会等は、附属機関として位置付けることが適切であるということから、教育委員会においては、議案書に掲げる3つの委員会等が新たに附属機関として位置付けられることになったものでございます。

まず1番目ですけれども、相模原市立小中学校結核対策委員会についてでございますが、相模原市立小中学校における結核検診及び患者発生時の対策に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを設置目的としております。委員の数は、12人以内で、任期は1年となっております。

続きまして、相模原市就学指導委員会についてでございますが、小中学校への就学において、障害等により配慮を必要とする次年度に就学予定の児童並びに学齢児童及び学齢生徒の就学に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申することを設置目的としております。委員の数は、20人以内で、任期は1年となっております。

続きまして、相模原市教職員健康審査会についてでございますが、市立小中学校の県費負担教職員の疾病に関する治療の要否、勤務の可否等及び健康管理に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申することを設置目的としております。委員の数は、5人以内で、任期は2年となっております。

続きまして、議案第4号の方に参ります。議案第4号について、ご説明申し上げます。

お手数ではございますが、お手元の議案書の3ページ目をご覧ください。

提案の理由でございますが、相模原市条例等整備方針に基づく委員会、協議会等に関する見直しに伴い設置する附属機関の委員の報酬額その他所要の改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

関係資料2をご覧ください。

まず、就学指導委員会の報酬額につきましては、第3条第2項第2号に掲げる日額で定める場合の額（3万2,000円）を超えない範囲内で任命権者が定める額と定めるものでございます。

次に、小中学校結核対策委員会及び教職員健康審査会の報酬額につきましては、日額1万9,000円と定めるものでございます。

以上で、説明を終了させていただきます。議案第3号、第4号につきまして、よろしく

ご決定くださるよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。

これよりご質問等ありましたらお願いいたします。

◎斎藤委員 ただいまご提案のありました3つの委員会について、開催頻度等についてご説明いただけませんか。

○鈴木学校保健課長 相模原市立小中学校結核対策委員会につきましては、今年度の実績としては、7月に1回実施しております。

○土肥学校教育課長 2つ目でございます。相模原市就学指導委員会につきましては、年間6回開催という形になっております。

○菊地原教職員課長 相模原市教職員健康審査会におきましては、毎月1回の開催でございます。

◎小林委員 相模原市教職員健康審査会について、伺います。人数が5人以内となっておりますけれども、この内容と、もう1つは、審査会の実績をお願いいたします。

○菊地原教職員課長 相模原市教職員健康審査会の医師の内容でございますが、精神科医が2名、内科医が1名、整形外科医が1名、産婦人科医が1名、計5名でございます。医師の数につきましては、相模原市の教職員数や県内の実施状況等から判断して、その数を決定したものでございます。

○篠原教職員課担当課長 平成22年度の実績でございますが、復職審査の一般で5件、復職審査のメンタル系、精神系が14件、療養経過報告の一般系が18件、療養経過報告で精神系が44件、合計81件でございます。

◎小林委員 その委員の構成でございますけれども、今までやってきまして、例えば臨床心理士の参加が必要とか、そういう状況はなかったか否か。

○菊地原教職員課長 相模原市教職員健康審査会の審査方法といたしましては、審査会の委員が主治医の診断書等の資料をもとに、医学的見地からその適否を審査するということがございますので、特に医学的見地というところにおいては、医師というところで、今、話の方が進んでおります。

◎大山委員 やはり相模原市教職員健康審査会についてなのですが、市全体として、いわゆる産業医という立場の会の内容だと思うのですが、教育関係で、県費負担教職員のみ、ここに独立させたということと、あと、市全体のいわゆる審査会、その辺の関係というのはいかがなものでしょうか。

○篠原教職員課担当課長 健康審査会は根拠法令等がございませんので、全国的な慣習で、教員職場にのみ、昔から設置されているという事情がございます。各県、あるいは政令指定都市にどこも設置されているということから、教職員職場が独立してということになっております。

◎小林委員 第4号議案でございますけれども、報酬及び費用弁償について、これが適切か否かというのは非常に判断が難しいのですが、逆に何をもってこういう金額が出てきたのか、それを教えていただければと思います。

○林教育総務室長 附属機関の委員の報酬については、日額1万2,600円が基準になり、医師の場合については1万9,000円。また、特に指定した場合については3万円となっております。今回の報酬額もそれに合わせるような形に調整されました。もともと個別でやっている要綱などでは、金額が様々になっておりまして、それをここで統一するというようなことで、今回の報酬額になったものです。

◎溝口委員長 相模原市就学指導委員会名簿の中に、小学校は4名から2名というふうに書いてございますが、どなたが4名から2名になるのかということですね。

もう1点は、教職員健康審査会委員の方々はすべてお医者さんになっていますが、ケアというふうな面で、カウンセラーのような方も必要かなというふうな思いがするのですが、すべてお医者さんでよろしいのでしょうか。

○米澤学校教育課担当課長 来年度、この名簿に基づき、校長会に校長先生の2名を選出させていただく予定でございますので、どなたがということではございません。また、4名から2名になることについては、今回、条例改正に伴い、より効率的な審議を行うため、委員数の見直しを図ったものです。年間6回の審議件数では、小学校は中学校より件数が多く、校長先生2名とし、中学校はそのまま1名ということにいたしました。

○菊地原教職員課長 健康審査会のケアというところでございますが、ケアにつきましては、これは復職後等になると思うのですが、教職員課の方に2名の保健師が在籍しております。その2名の保健師がケアの方に当たっているところでございます。

また、来年度、新規の立ち上げということで、臨床心理士によるケアについても、今、調整を図っているところでございます。

◎溝口委員長 議案第4号の裏側のところに、「何々を何々に」と書いてございますが、この就学指導委員というのは、新の中には入らないのでしょうか。お金に関することですので、それをちょっと説明していただきたいです。

○林教育総務室長 先ほどちょっと説明したところにあるのですけれども、就学指導委員については、日額で定める場合、3万2,000円の範囲内で任命権者が定める額ということで、ここの中では定めることになっていません。任命権者がその報酬額について規則で定めることとなります。条例の方ではないということでございます。

◎溝口委員長 条例の方ではなくて、任命権者が規則で定めると、そういうことですね。ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第3号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第3号は可決されました。

続いて、議案第4号、相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第4号は可決されました。

---

#### □相模原市立図書館条例の一部を改正する条例について

#### □相模原市立博物館条例の一部を改正する条例について

◎溝口委員長 それでは、次に、日程5、議案第5号、相模原市立図書館条例の一部を改正する条例についてと、日程6、議案第6号、相模原市立博物館条例の一部を改正する条例については関連がありますので、一括して提案説明を受け、審議した後に個別に採決を行いたいと思います。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○白井生涯学習部長 それでは、議案第5号の相模原市立図書館条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

お手元の議案書の裏面をご覧ください。

はじめに、下段の提案の理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法により、図書館法が改正されました。

これに伴います、相模原市立図書館協議会の委員の任命基準の追加や、同協議会の委員定数の改正、同協議会の運営等に係る規定の追加など、所要の改正につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、提案するものでございます。

議案内容のご説明の前に、今回の条例改正の経緯につきましてご説明申し上げ、その後に議案についてご説明させていただきます。

お手元の資料2の議案第5号関係資料、相模原市立図書館条例の改正の概要をご覧ください。

まず、1、改正の内容の(1)相模原市立図書館協議会の委員の任命の基準に係る規定の追加でございます。平成23年8月30日に、地方公共団体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るための第2次一括法が公布され、図書館法の一部が改正されました。

これにより、従来、図書館法に規定されておりました各地方公共団体の図書館に置かれる図書館協議会の委員の任命基準につきましては、文部科学省令で定める基準を参酌の上、各地方公共団体の条例で定めることとなりました。

資料中段のア、学校教育の関係者からエ、学識経験のある者までが、この省令で定められた基準に該当いたします。また、オ、市の住民につきましては、委員の公募制を導入し、広く市民の意見をお聴きするため、今回、本市の独自の基準といたしまして、新たに加えることといたしました。

次に、(2)協議会の委員の定数に係る規定の改正でございますが、これは、より幅広い方々の意見をお聴きするため、従来の6人から10人以内へと増員を図るものでございます。

次に、(3)協議会の運営等に係る規定の追加でございますが、これは、協議会の会長及び副会長、会議等、組織や運営に係る事項につきましては、従来、条例施行規則で定めておりましたが、今回の図書館法の改正により、図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならないと定められたため、新たに条例で規定することとしたものでございます。

なお、改正条例の施行期日につきましては、平成24年4月1日を予定しております。

続きまして、議案第5号の主な改正内容につきまして、お手元の資料1の相模原市立図書館条例新旧対照表で説明させていただきます。左側が現行の条例で、右側が条例の改正案でございます。

第15条につきましては、協議会の委員の定数を「6人」から「10人以内」に改めるものでございます。改正案の第16条第1項につきましては、協議会の委員の任命基準について、文部科学省令を参酌し、第1号から第4号までに、「学校教育の関係者」「社会教育の関係者」「家庭教育の向上に資する活動を行う者」及び「学識経験のある者」を加えるとともに、第5号として、本市独自基準の「市の住民」を追加するものでございます。

第17条の「会長及び副会長」、第18条の「会議」及び第19条の「運営等」につきましては、新たに条例に追加するものでございます。

続きまして、議案第6号の相模原市立博物館条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

相模原市立博物館条例の改正の経緯や概要につきましては、先ほどご説明申し上げた相模原市立図書館条例の改正と同様でございますので、説明は省略させていただき、相模原市立図書館条例の改正内容と異なる部分について、説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料1の相模原市立博物館条例新旧対照表をご覧ください。

現行の相模原市立博物館条例、第14条第2項の協議会の委員の定数は、10人以内と定められておりますが、この定数につきましては、変更はございません。

なお、第16条以下につきましては、図書館条例の改正内容と同様でございます。

以上で、説明を終了させていただきます。議案第5号及び議案第6号につきまして、よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。

これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎斎藤委員 どちらも新しく委員として市の住民というのが新たに加わっているかと思うのですけれども、多分公募をとられるのかなというふうに推測するのですが、その広報の仕方ですとか、どうやってやるかとか、その辺のところをちょっとご説明いただけますでしょうか。

○小野図書館長 まず最初に、広報の仕方ですけれども、広報さがみはらとか図書館のホームページや市のホームページで広報させていただきます。

公募された方につきましては、テーマに沿って作文を書いていただきまして、それをもとにいたしまして、生涯学習部長と、委員さんを新たに2人の方を選びまして、その3名の方に点数をつけ、協議の上、最終的に公募の市民の方を決定させていただくと、そういう流れになっております。

◎斎藤委員 なかなかまだこういう組織は年配の方がどうも多い傾向になってしまいますので、今、若い大学生ですとか、そういう方々がこういうところに積極的に参加して意見が言えるような、そういうことを取り組むよう、ぜひ心がけていただければと思います。

◎小林委員 今のに関連です。基準ですが、アからオで、学校教育関係者、社会教育の関係者、云々といいますが、やはり斎藤委員が話したように、多様な年齢層で構成されるというのは非常に大事な視点かと思うのです。その辺の具体的な配慮というのは何かあるのかどうか。公募あたりで、この市の住民あたりでやるのかどうか。そうでないと、大体横並びの年齢が集まってくるかなという感じがするのです。その辺で、もし具体的な配慮等がありましたら説明いただきたいです。

○井上博物館長 公募に関しましては、市に指針がございますので、図書館も博物館も同じようなやり方をさせていただいております。

それで、ご指摘の年齢のことなのですが、委員さんを例えば各団体にどなたかご推薦願えませんかというようなお声がけをするときも意識はしておるのでございますが、それぞれの団体のご事情もございますので、なかなかこちらから30代の方、40代の方ということはや言えないというのが実情でございます。

それから、公募の委員につきましても、確かにお話のとおり、ある程度、年齢が上の方がお申し込みになることが多いようでございます。ただ、思いとしては、やはり幅広い層の方という気持ちはございますので、先ほど、図書館長からも話がありましたとおり、生涯学習部長以外に学識経験者2人の方の選考委員を、2年の任期ですので、その都度、また新しい方をお願いすることが多いのですが、その方たちがそういう年齢的なことも意識しながら、あるいは性別なども意識しながら、選んでいただいているということは間違いないところなのです。ただ、応募の中で若い方がいないと、これはもうどうしようもないわけです。

先ほども図書館長から申しあげましたとおり、作文で判断するわけですけれども、その内容も加味しながらやりますので、なかなか思うように若い方が入ってこないというのは確におっしゃるとおりで、これは今後、何か募集の方法等を、あるいはお声がけの方法ですね、近くに大学等もございますので、まだ工夫の余地はあるかなと思っております。

◎小林委員 実情はよくわかりました。

○小野図書館長 図書館の委員さんにつきましては、6人から10人に増やすということで、今後は地域性もちょっと加味して、今現在、津久井方面の方がおりませんので、もし津久

井方面の方が応募するときには、地域性を加味して選出したいなど考えております。

◎溝口委員長 それでは、その件はどうぞよろしく願いいたします。

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第5号、相模原市立図書館条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第5号は可決されました。

続いて、議案第6号、相模原市立博物館条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第6号は可決されました。

ここで、事務局から準備があるようですので、少しお待ちいただきたいと思います。

---

#### □相模原市指定文化財の指定にかかわる諮問について

◎溝口委員長 それでは、準備ができたようです。再開いたします。

次に、日程7、議案第7号、相模原市指定文化財の指定にかかわる諮問についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○白井生涯学習部長 議案第7号、相模原市指定文化財の指定にかかわる諮問につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、平成24年4月1日付けで指定文化財として新たに4件を指定いたしたく、相模原市文化財の保存及び活用に関する条例第31条の規定に基づき、相模原市文化財保護審議会に諮問するものでございます。新規の指定文化財4件につきましては、あらかじめ市文化財保護審議会委員が現地調査を行っており、その文化財的価値について確認しております。

なお、平成12年10月1日に本条例を施行し、順次、文化財の指定登録を続けておりますが、今回の指定により指定件数は50件となり、登録文化財の76件と合わせて、市指定登録文化財は合計126件となります。

次に、議案書の裏面をご覧ください。

新規の指定文化財の一覧でございます。詳細につきましては、議案第7号関係資料に基づき、文化財保護課長より説明させていただきますので、よろしくご決定くださいますようお願いいたします。

○山田文化財保護課長 それでは、引き続いて、ご説明いたします。議案第7号裏面にございます、まず文化財の一覧をご覧くださいと存じます。

今回、諮問する物件につきましては、1番の田名塩田遺跡群出土黒曜石原石、そして勝坂遺跡出土縄文時代草創期遺物、当麻東原古墳及び東原遺跡出土品、矢掛・久保遺跡出土品、この4件でございます。すべて種別としましては、指定有形文化財の考古資料ということでございます。

まず、文化財の指定登録の進め方でございますが、これにつきましては、相模原市にどのような文化財がどこにどの程度存在するのか、こういった点を調査、把握した上で全体としての重要性、あるいは希少性などを検討しまして、文化財保護審議会に諮問いたしまして、専門的なご意見を伺い、答申をいただいて決定すると。こういうふうな手順で行っております。

今回、考古資料4件というふうなことでございますが、これにつきましては、本年3月に刊行される予定となっております相模原市史考古編、これの編集に伴いまして、これまでの発掘調査の見直し、あるいは未発表であった資料が発見されたり、また、評価されたということがございました。

また、旧津久井4町につきましては、平成19年に津久井町史の考古関係の資料編が刊行され、また城山・相模湖・藤野の各町史も既に刊行済みとなっております。

こういったことで、相模原市史の考古編が刊行されますと、市域の考古資料について一通り総覧できると、こういうふうな状況になったということでございます。これを機会としまして、今回は考古資料について、市全体を見渡した中で評価しまして、指定の事務を進めたものでございます。

それでは、パワーポイントの方で説明いたしますが、あわせて議案第7号関係資料もご覧いただければと思います。

まず、全体の位置でございますが、薄緑色の部分が市域でございます。この中の茶色の部分、この茶色の印のところ、いわゆる埋蔵文化財を包蔵している遺跡でございます。市内に全部で528カ所ございます。今回、指定するところが、この相模川沿いの市域で

も一番南の方に当たります、田名塩田、勝坂、それから、当麻の東原というところ、それから、境川沿いにございます、矢掛・久保遺跡という、この4カ所でございます。市域では、こういった位置関係になっております。

それから、次に、時代的なものでございますが、田名塩田遺跡群、これは旧石器時代の終わりごろということで、大体2万年を超えるぐらいの古さでございます。

その次の勝坂遺跡の草創期、これは縄文時代の草創期という旧石器時代に引き続く時代でございまして、今のところ、放射性炭素からの年代測定によりますと、古いところで1万6,000年ぐらいの数字が出ておるところです。大体1万6,000年から5,6,000年間、この草創期という時代、非常に長い時代が続く。それ以降、弥生時代、古墳時代と続くわけですが、当麻の東原古墳につきましては古墳時代、大体7世紀ごろの遺跡であります。

それから、続いて、もう1つの矢掛・久保遺跡、これは奈良時代から平安時代にかかる大体8世紀の中ごろから10世紀ごろの平安時代にかかる集落の遺跡でございます。

時代的には、この4件はこういうふうな時代関係になっております。

それでは、まず1つ目の1番目の田名塩田遺跡群出土黒曜石原石でございますが、所在につきましては、中央区田名塩田3丁目23番11とありますが、ここは田名向原遺跡の旧石器時代学習館、旧石器ハテナ館でございまして、ここで今展示中でございます。年代は旧石器時代、所有は相模原市でございまして、数量は9点でございます。

まず、この理由でございますが、ちょっと読み上げる形になりますが、田名塩田遺跡群出土黒曜石原石は、石器製作の材料と考えられる黒曜石の原石9点がまとまって発見された希少な出土事例で、旧石器時代の石器製作と黒曜石産地からの石材搬入を考える上で重要な資料である。このため、相模原市の文化財として指定することが妥当であるというものでございます。

位置関係を示しますと、こちらの相模原市田名ですが、ここに史跡の田名向原遺跡がございます。こちらが説明した旧石器ハテナ館でございます。ここは平成元年から11年にかけて、一帯が区画整理が行われまして、これに伴う事前の調査で、この部分について発見された住居状遺構は国の史跡に指定されております。この調査の中で、ここからちょっと離れているところですが、この出土時点のところから黒曜石の原石がまとまって出土されているのがございました。

そのときの出土状態は、こういった状態でございまして、大きさは一覧表もございます

が大体握りこぶしぐらいの大きさをお考えいただければよろしいかと思ひます。これが大体直径30センチぐらいの範囲でまとまっていたと。このような状態で発見されたということでは。

こちらが、今、ハテナ館の方で展示している状態で、これがこのような形で発見されたということ。当時の黒曜石というのは、割ると非常に鋭利な刃物として使うことができ、希少な石でございましたので、当時の人が何らかの形でそこに埋めておいたというか、保管しておいたというか、多分そのような後で、最終的に使われなくなって現在に残ったのではないかと思われております。

黒曜石といいますと、成分組成を調べましたら、こちらの黒曜石は、長野県諏訪の方の産地であるということがわかっております。大体、諏訪地方といいますと、ちょっと図が見にくいのですが、田名塩田遺跡群がこちらにございます。長野県の諏訪湖のちょうど北側とか、あるいは八ヶ岳山ろくにかけての地帯、ここが非常に1つ大きな産地であります。相模原市域でやはり一番多く持ち込まれているのが、この長野県からのものがございます。そのほか栃木県の、これは鬼怒川の奥あたりですけれども、高原山というところ、それから、近くでいいますと、箱根の畑宿ですとか伊豆の天城、この辺が割と近いところですが、この辺のところは割と少ないのです。

それから、あと、ちょっと離れますが、離島になりますが、神津島、この辺のところでは産出される石がこの相模原市域に持ち運ばれたというふうなことがわかっております。その中で、ここでまとまって出土した原石は長野県の諏訪というところのものであるということがわかっております。

よく質問されるのですが、黒曜石を相模原から直接取りにいったのかとか、あるいはこちらの方から持ち込まれたのかということが問われますけれども、多分原産地あたりに生活している、行動範囲としている人々がいて、相模原との中間あたり、山梨あたりにもそういう人たちがいて、要するにこの人たちの隣との交流、また隣との交流と、そういった中で長野から相模原に伝わってきたのではないかと、こういうふうには考えられるのがよろしいのかと思っております。

いずれにしても、この田名向原遺跡群の黒曜石につきましては、旧石器時代の石器製作、それから、産地からの石材搬入と、こういったことを考える上で重要な資料であると考えられます。

2点目は、勝坂遺跡出土縄文時代草創期遺物でございます。こちらにつきましては、現

在、これは相模原市立博物館に収蔵されております。年代は縄文時代でございます。それから、数量は一括となっておりますが、これは後ほどご説明いたします。

この指定理由でございますが、この勝坂遺跡から出土した縄文時代草創期遺物は、縄文時代草創期の土器と狩猟関係石器である細石刃核、尖頭器などの石器群でございます。これらは旧石器時代の文化が残る縄文時代草創期の資料として重要であるということで、相模原市の文化財として指定することが妥当であるということが理由でございます。

この内訳でございますが、土器と石器が発見されております。無文土器、縄文土器でも縄文とか、そういった文様をまだ持っていない土器でございます。草創期という時期でも比較的古い時代に位置付けられるというものでございます。そのほか、細石刃核とか尖頭器とか、これらは石器であります。それから、その他の剥片等というのは、こういった石器をつくるときに打ち替えておりますので、その製作するときに、生じた石くずといいますが、そういったものが一括としてございます。したがって、数量は一括というふうにしてございます。

位置的なことですが、相模原市の磯部になります。こちらのちょっと斜線が引いてある部分が勝坂遺跡でございます。平成22年に整備、オープンしております。その勝坂遺跡用の駐車場がこちらにございまして、この隣を通る道のこの赤の位置で発見されたものでございます。この道路を整備するときに調査が行われまして、このときに見つかったということでございます。

こちらが、その当時の調査現場ですけれども、こちらがやはり住居状の遺構と考えられているものでございます。こういった穴のようなものがありますが、これは柱の穴でございます。よく見えませんが、この中には火を燃やした跡も発見されております。竪穴住居址というように、はっきりした形がまだこのころはない時代でございます。これらとともに、こういった先ほど説明した無文の土器、それから、こちらが尖頭器といまして、やり先につける石器でございます。

それから、やはりこれも尖頭器の破片であります。それから、搔器とか削器というふうな、これはちょっと字でなかなか解釈することが難しいのですけれども、こういったところを打ち替えて刃にしまして、動物の皮をなめしたり、あるいは切ったりというふうな道具として使ったと考えられております。

こういった特に縄文時代でも最も古い草創期というのが、これは相模原市内では今のところ3カ所しか発見されておりません。その中の最も古い段階の土器、それから、こうい

ったその前の旧石器時代を思わせるような石器、これらが一緒になって使われていた、いわゆる旧石器時代から縄文時代へ移行する時期でございますが、こういったものが石器と土器が一緒になって発見されるというのも非常に希少な例でございます。

したがって、こういった希少な例ということで、指定文化財の指定理由と考えております。

続きまして、当麻東原古墳及び東原遺跡の出土品でございます。こちら市立博物館に収蔵してございます。年代は古墳時代、大体7世紀ごろのものでございます。数量は513点。

指定の理由でございますが、当麻東原古墳及び東原遺跡出土品は、当麻東原古墳から出土した装身具、馬具などの副葬品と古墳時代の集落跡である東原遺跡から出土した土器などの遺物で、古墳被葬者と古墳築造との関連が考えられる集落跡の出土品として重要な資料であるというものでございます。

まず、東原古墳の副葬品は、耳環じかんですとか勾玉くがたま、管玉くだたまのような、こういった玉類、特にガラス小玉というのは、これはビーズ玉のようなものです。これは非常に数多く391点発見されております。それから、これは釧あぶみですね。馬具の一部でございます。それから、鉄鏃てつそく、弓矢の矢の先に使う鏃やじりです。それから、刀子とうすと読みますけれども、いわゆる小刀ですね。こういったものが古墳の中から発見されております。

それから、すぐ隣にありました東原遺跡、ここでは住居址が5軒発見されておりますが、土師器という当時の土器です。坏つき、鉢こしき、甕かめ、壺といたものが合計31点出土しております。

位置関係でございますが、原当麻駅が大体この辺になります。それから、無量光寺がこの辺にございます。ちょうどそのあたり、これが光明学園の相模原高校、この台地の一番先端にあるところに、この東原古墳がございます。こちらの隣が、区画整理事業で国が調査を行っております、こちらから、ちょっとわかりにくいのですが、住居跡が5軒出ております。これが集落の跡でございます。東原古墳につきまして、これは市の史跡として、既に整備されております。周りに植え込みがあってわかりにくいですが、こんもりしたのが古墳の墳丘になります。

まず、出土品でございますが、こちらが馬具になります。ちょっと後で図解で説明します。それから、こちらが装飾品の玉類でございます。切子玉というもの。よく聞く勾玉。これは耳環といたしまして、耳飾りになります。これは管玉。これも切子玉ですね。先ほど

説明した、ちょっと小さくてわかりにくいのですが、390点ほどビーズ玉のような小さい玉が出ております。これは、今、とりあえずひもでつないだ状態にしてあります。

それから、集落から出てきた土器の類でございます。こちらが坏という、今で言うお皿みたいなものです。それから、これが鉢、これが壺になります。これが、火にかけて煤がついておりますが、これが甕ですね。かまどにかけたような状態のものです。こちら側にあるのが、ちょっとわかりにくいのですが、底があいておりまして、この甕とセットで蒸し器のように使った土師器ですね。当時は穀物を蒸すのが一般的でございましたので、こういう蒸し器が発見されております。

ちょっとこの馬具について説明しますと、この鐙という部分で鞍からこういうふうに下げるものです。拡大したものが、先ほどの鎖状のものが、この馬具の中の<sup>みず</sup>鐙おという部分であります。この先についていた上辺の金具も一部出ておりました。この先に、こういった輪っかのようなものですか、こういったスリッパ状のものですか、こういったものをつけて、足を入れるというところで、ちょうどこのあたりのものが出土をしたということでございます。

古墳時代の遺跡でございますが、これは相模原市内では古墳時代の遺跡数が非常に少ないということございまして、当麻の東原古墳、遺跡から出土した出土品は、まず希少なものでございます。

また、これらの出土品は、古墳時代の後期に、この地方の有力者であった被葬者、それから、その古墳に近接して、古墳築造との関連が考えられる集落の様相を示す、こういった重要な資料と考えております。

続いて、矢掛・久保遺跡でございます。こちらも市立博物館で収蔵をしておりまして、年代は奈良から平安時代でございます。合計7点でございます。

指定理由でございますが、矢掛・久保遺跡出土品は、8世紀初頭から11世紀にかけての古代集落跡から出土した青銅製<sup>だび</sup>鉞尾、鉄製<sup>まるとも</sup>丸軛などの帯金具、<sup>えんめんけん</sup>円面硯、<sup>がとう</sup>墨状遺物、瓦塔、土師器の蔵骨器でございます。これらは、奈良時代から平安時代の当地における役人の存在や仏教信仰に関する重要な資料であるというものでございます。

出土品の内訳は、青銅製鉞尾、後でまた図解します。それから、鉄製の丸軛、これが帯につけた金具であります。それと硯の破片、墨のような遺物、それから、瓦塔といひまして、これも後で図解に出ますが、当時の土器でつくった仏塔の破片でございます。それから、土師器の蔵骨器、これが出ております。

位置でございますが、東橋本から宮下本町にかかる、遺跡としてはこういうふうに大きな遺跡でございます、ここは京王線が通っております。この京王線をつくる時に、調査されたのが矢掛・久保遺跡。そのほか、このあたりでも宅地開発に伴って調査が行われていますが、こういったところを含めて、矢掛・久保遺跡という大きな遺跡でございます。

まず、青銅製の鉞尾でございます。これは帯金具になります。これも同じような、ちょっと形は違いますが、青銅製の鉞尾でございます。これが鉄製の丸鞆というものでございます。これが円面硯、硯のごく一部でございますが、硯の一部。これが墨状の遺物。これが瓦塔という仏塔のかけらの一種、ちょうど屋根の部分になりますが、屋根の丸瓦を表現しているようなものでございます。それから、こちらの土師器、これは火葬墓と思われる埋葬の施設から出土した、蔵骨器に使われたと思われる土器でございます。

こういった帯金具ですとか、こういった筆記用具、これは通常この辺の農民が使うものではなくて、何らかの当時の地方役人と言われる、非常に下級の役人でございますが、こういった人が関連があった、あるいは存在したかというふうなことを考えさせるものでございます。

それから、瓦塔というのは、これはまさに仏教の伝来を示すものでございまして、土師器、火葬というのは仏教に伴うものでございますので、こういった仏教関係のものが市内に、この時期に伝えられていると、こういったものを示すということでございます。

先ほど帯金具、わかりにくかったのですが、こちらが鉞尾、これが丸鞆でございます。それから、これが円面硯という、このあたりの部分が出土しております。それから、瓦塔というのは、こういったものでございまして、この屋根の部分の一部が出土したということになります。

以上、これらの遺物は、この地方における役人の存在ですとか仏教信仰に関する遺物として希少な発見例であるということで、奈良時代から平安時代における市域の集落を考察する上で重要なものであるということでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。

これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第7号、相模原市指定文化財の指定にかかわる諮問についてを原案どおり決するに、

ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第7号は可決されました。

今日は現物とかプロジェクターをやっていただきまして、誠にありがとうございました。お運びいただいて、本当に感謝しております。よくわかりました。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

次に、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

最初に、若草小学校に研究発表がございまして、小林委員が出席されましたので、その報告をよろしくお願ひしたいと思います。

◎小林委員 若草小学校、2月3日に溝口委員長と一緒に、特色ある学校教育研究校の指定の研究発表会へ行ってまいりました。テーマは「友達を大切にし」、その後です、「共に学び合う子どもの育成」と。そのために、柱として、教師力と学校運営力を上げると。こういう柱で、サブテーマを設定しております。

学び合うこととは、どんなことなのだろうと。報告書によりますと、人とのかかわりを通して、それから、話す、聞くを積極的に主体的に行うと。それから、友達同士が協力、協働、それから、集団力、そういうことのできる子どもたちを学び合う子というふうに設定しております。そして、それを達成するために柱として、教師力と学校運営力が必要なのだと。

では、その教師力とは何なのだと。若草小が考えているのは、まず子どもを指導する力、学校運営力、授業づくりの力、それから、特に人間的資質を上げるのだと。情熱とか誠意とか、人間性というのですか、そういうところを教師力として総体的にとらえております。

もう1つの2本目の柱は、学校運営力ですが、この学校は校務分掌を遂行する力だと。自分の分掌部分をきちんと行う力だと。それから、もう1つは、先生方同士が学校組織という集合体で行うのだと。1学期1担任で育てるのではなくて、若草小の子どもたちは全校組織で上げていくのだと。それから、もう1つは、学校運営力は、教師相互の学び合いだと。その学び合いを通して力をつけていくのだと。そういうことによって、教師力をつけて、学校運営力をつけて、この目的を達成すると。

では、その教師力を向上させるためにはどうしたらいいのだろうか、学校運営力を高めるためにはどうしたらいいのだろうかという内容に入ってくるわけですが、教師力を向上するためには、とにかく授業研究の改善に力を入れていくと。それから、友達同士が話す、

聞く、そういうものが上手に展開するように、その土壌づくりとして学級経営の充実に力を入れていくと。

逆に、もう1つは、学校運営力を高めるためにはどうしたらいいのかということ、3つのプロジェクトを組んでいます。楽しい学校づくりのプロジェクトです。ロングタイムの改善とか、ほかの学校との交流等を論議していくと。もう1つは、教育活動を見直すプロジェクトだと。もう1つは、子に応じた教育連携プロジェクトをやっていくのだと。そういうことで、学校運営に非常に積極的にかかわるスタイルをとっていきたいと。

こういうふうには、基本的な理念に基づいて、平成21年、22年、23年と研究をやってきました。その中で、まさに特色あるという部分で、若草小の校長先生は自分が先導型の校長だとお考えになって、校長の思いや願いや個性や特性が反映できる学校経営を行うと。そういうことで、たまたま分科会の中では、学校経営分科会で校長先生がご発表なさいました。それが極めて、この学校の特徴かなと、そんな感じがいたしました。

まず、校長先生のお仕事といたしましては、大わざと小わざという言葉を使っております。大わざというのは、校長としての判断を必要とする改善だと。それから、もう1つは、全職員の共通理解を要する改善を大わざと言っているのだと。小わざというのは、校長としての判断がなくても取り組める改善であり、もう1つは、校長の思いとしてやりたい取組を小わざとセットしております。

その中で、大わざの中で大きなお仕事は、まず最初にガイドブックづくり、「若草の教育」というピンクの冊子でございますけれども、いわゆる若草小の経営の青写真が載っております。この本はご父兄に配られるわけですが、保護者向けの目標達成のマニフェストという性格を持っていると。内容的には、若草小の経営、若草小の教育内容、若草小の子どもたちの生活、それから、日課や年間計画等がおさめられております。

それから、もう1つの考え方は、教育資源としての校長だと。ですから、校長は研究を推進するリード役をします。理論構成、それも全部、校長先生がやりますと。先生方が専念するのは、役割分担を決めておきまして、各教員は授業づくり、学級経営、校務分掌を実践すると。それに専念しなさいと。それ以外は校長がやりますと。そういう基本的な役割分担がなされております。

そして、小わざといたしましては、校長先生による情報提供活動。これは「わかくさ」という学校だよりを年間40号以上出されているということで、非常に精力的に、月に3号から4号ですか、学校だよりを学校では出してあります。それから、研究だよりも校長

先生自ら、「岡目八目」という研究だよりですが、それも発行しております。さらに、校長先生は、ホームページの改善とかホームページの更新とか、緊急連絡文書の作成もメールの送信も全部、校長先生のお仕事です。それから、行事記録ビデオとか、授業記録写真の撮影等々も全部、校長先生がやっています。特に校長先生手づくりの賞状ですが、年間約300枚の賞状をそれぞれ目的に応じてデザインを変えて、運動会とか文化展とか、リレーの選手とか、いろいろなコンサートの折に子どもたちに賞状を与えていると。そんな校長先生の非常に大量の仕事を背負って、頑張っておられる様子がわかりました。

全体を通して、ここの研究発表のスタイルとしては分科会形式をとられておりましたけれども、普通は低・中・高と分けてあるのですが、最初の分科会が1年生から6年生と、さらに支援学級で7分科会、それに校長先生と、8分科会で行われており、非常にきめの細かい分科会が展開されていきました。

この活動を見ておまして、校長として、あるいは教師として文章が書ける力、能力というのですか、大切さ、あるいは必要性を非常に感じました。これはやはり先生方がきちんとした文字で保護者や地域に情報を伝えていくというツールとしては、非常に大事な能力ではないかなと思います。そういう意味では、非常に地域には情報がうまく伝わっているのだなという感じがいたしております。

それから、まさしく先導型の校長だと自らおっしゃっておりましたけれども、教師集団との関係もうまく緊密化されておまして、うまい展開がされているなという感じがいたしておりました。

◎溝口委員長 これ以外に、私も横浜山手中華学校へ行ってきましたが、時間の関係で、この件につきましては3月の定例会に回したいと思います。

ほかに委員の皆さんから何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、最後に次回の会議の予定日でございますが、3月29日の木曜日、午前9時30分から、教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、次回の会議は、3月29日、木曜日、午前9時30分の開催予定といたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

---

□閉 会

午前 1 1 時 3 4 分 閉会